

## 社会保険庁職員の服務違反に関する調査報告書

平成 20 年 4 月 30 日  
社 会 保 険 庁

## I. はじめに

去る3月26日、年金業務・組織再生会議に社会保険庁職員の服務違反に関する調査の経過報告を行った後、引き続き社会保険庁において調査を行った結果を本日報告するにあたり、多くの職員が長期間にわたり、無許可専従などの服務違反を行っていたことが明らかになったことは、社会保険事業に対する国民の信頼を著しく損ねるものであり、極めて遺憾なこととして深く反省するとともに、あらためて国民の皆様にご心からお詫び申し上げます。

今後、二度とこのような不祥事を発生させることのないよう、再発防止策の徹底を図り、国民の皆様の信頼回復のため全力を尽くしていく決意である。

なお、本調査報告書は、年金業務・組織再生会議の要請を受けて、昨年12月以来行ってきた一連の調査の結果をとりまとめたものであるが、今後、社会保険庁として引き続き情報の収集を行い、新たな情報が得られた場合には、その内容に応じ、さらに必要な調査を行ってまいりたい。

## II. 調査の概要及び結果について

## 1. 調査の目的

平成19年10月に公表された年金業務・組織再生会議の日本年金機構の職員採用に係る中間整理において、「過去に懲戒処分や矯正措置などの処分を受けた者については、その処分を機構職員としての採否を決定する際の重要な考慮要素とし」とあり、また「今後、国家公務員としての服務違反などが明らかになった者についても、同様に対処すべきことはいうまでもない」とされている。

これを踏まえ、年金業務・組織再生会議から社会保険庁に対し、服務違反全般について調査を行うよう要請があったこと、また、社会保険庁としても、日本年金機構に採用される職員について公平公正に評価されることが重要であると考え、調査を実施したものである。

## 2. 調査対象の服務違反行為

調査は、次の7項目の服務違反行為を対象として行った。

- (1)無許可専従 (2)勤務時間内組合活動 (3)争議行為  
(4)勤務時間内における政治的行為 (5)リボン・プレート行動  
(6)兼業 (7)度重なる遅刻・欠勤

(注) この調査において「無許可専従」とは、国家公務員としての給与を受けながら、専ら職員団体の業務に従事することをいう。

### 3. 調査対象者

#### (1) 管理者調査

##### ① 本庁

- ア 社会保険庁本庁の総務課長、職員課長（平成12年3月以前にあっては職員厚生室長）又は各課総括補佐の職にあった者及び現在同職にある者
- イ 社会保険業務センターの総務部長及び庶務課長の職にあった者及び現在同職にある者
- ウ 社会保険大学の庶務課長の職にあった者及び現在同職にある者

##### ② 地方組織

- ア 社会保険事務局の事務局長、次長（東京社会保険事務局及び大阪社会保険事務局にあっては総務部長）及び総務課長（平成12年3月以前にあっては、都道府県民生主管部（局）保険課（部）長、国民年金課（部）長及び主幹）の職にあった者及び現在同職にある者
- イ 社会保険事務所の所長、次長（業務次長を除く）及び庶務課長（総務課長を含む）の職にあった者及び現在同職にある者

#### (2) 行為者調査

管理者調査において、サービス違反を行っていたとされた職員及び職員であった者

#### (3) 第三者調査

無許可専従の調査において、行為者が当時所属した部署の勤務時間管理員、直属の上司、同じ課（係）の職員及び庶務課（総務課）の職員等、行為者の勤務状況について把握が可能であった者

### 4. 調査方法

#### (1) 当初調査

調査は、管理者調査、行為者調査、第三者調査の順に実施した。

調査の方法は、調査対象者に対し調査票を配付し、回答票への記入、署名捺印をしたうえで提出を求めた。

また、調査票による調査の結果、必要に応じて調査対象者に対する聞き取り又は書面による追加調査を行った。

##### ① 管理者調査

管理者及び管理者であった者に対し、所属職員及び管理者本人のサービス違反行為の有無について調査を行った。

調査対象管理者数（延べ人員） 6, 722人

回答票提出者数（延べ人員） 6, 462人（回答率96.1%）

② 行為者調査

管理者調査で指摘された行為者に対し、指摘されたサービス違反行為の有無について調査を行った。

③ 第三者調査

行為者が無許可専従を行った当時の同僚等第三者に対し、その事実を確認した。

(2) 週刊誌等で指摘のあった事項についての調査

① 北海道ブロック監察官調査

平成20年3月6日に一部週刊誌で報道された、北海道社会保険事務局職員の「勤務時間内組合活動」及び「政治的行為」等について、関係者に対し事実関係の確認のための調査を行った。

② 「国費評九州地連」関係調査

平成20年3月26日の年金業務・組織再生会議において委員より指摘のあった、一部週刊誌に掲載された「国費評九州地連三役会議まとめ」の内容（時間内組合活動、職場集会等）について、関係者に対し事実関係の確認のための調査を行った。

5. 調査対象期間

平成9年4月1日～19年9月30日。

ただし、管理者として調査対象となった本人が行った無許可専従等の調査については、それぞれの全勤務期間を対象とした。

6. 調査体制

公正な調査を実施するため、弁護士の参画を得て、社会保険庁本庁及び各社会保険事務局に、それぞれ本庁総務部長及び社会保険事務局長を主査とするサービス関係調査班を設置。

7. 調査結果

調査の結果は、調査項目ごとに次のとおりであった。

(1) 無許可専従

① 東京社会保険事務局

ア 東京社会保険事務局に係る管理者調査において、所属する職員が無許可専従を行うことを認めた又は黙認した（無許可専従が行われていることを疑いながら確認・指導を行っていなかった場合を含む。以下同じ。）という「事実があるか」について確認した結果、調査対象者481

人のうち 43 人の管理者から、17 人の職員について無許可専従を行うことを認めた又は黙認した事実が「ある」との回答があった。

なお、東京社会保険事務局長及び総務部長（平成 12 年 3 月以前においては、東京都社会保険管理部長及び同部管理課長）の職にあった者 12 人に対して同じ調査を行ったところ、いずれも無許可専従を認めた又は黙認した事実は「ない」と回答があった。

イ 管理者調査で無許可専従を行っていたと報告された行為者 17 人に対し調査を行い、報告の内容について「事実と相違ないか」と確認した結果、17 人全員から「事実と相違ない」と回答があった。

ウ 行為者が無許可専従を行っていた当時の同僚等職員 34 人に対し第三者調査を行い、管理者調査及び行為者調査により判明した無許可専従の期間について「事実と相違ないか」と確認した結果、全員から「事実と相違ない」と回答があった。

エ 管理者に対して追加調査及び必要に応じて聴き取り調査を行い、無許可専従の態様等について管理者に確認した結果は、次のとおりであった。

a 社会保険事務局に所属していた行為者について

総務課長（平成 12 年 3 月以前においては、東京都社会保険管理部管理課主幹）の職にあった者 4 人に確認した結果、「法律違反との認識はあったが、従来からの慣行で行われてきた」ものであり、「改善することができなかった」等の回答があった。

b 社会保険事務所に所属していた行為者について

事務所長、事務所次長（業務次長を除く）及び庶務課長の職にあった者 80 人に確認した結果、職員団体の役員になると給与を受けながらの「専従になるとの従来からの慣行に従ったものであり、法律違反との認識はなかった」等の回答があった。

c 超過勤務手当について

職員団体と管理者の間で新規事業等の対応を協議する際、その協議が勤務時間を超えた場合、その超えた時間を超過勤務時間として、超過勤務手当を支給する取扱いが行われていた。これは、協議に参加した無許可専従者が配属されていた社会保険事務所に、事務局総務課人事係が超過勤務時間数を連絡して行われていたものであり、当時の人事係長 1 人からは「前任者からの引き継ぎにより、従来からの慣行に従って行わざるを得なかった」等の回答があった。

d 勤務評定について

社会保険事務所長等は、勤務評定記録書の評定において、行為者本人について勤務実態が無いことを知りながら、高い評価を付けることがあった。

オ 行為者 17 人に対する追加調査を行い、無許可専従の態様等について確認した結果、行為者の回答の概要は次のとおりであった。

a 無許可専従を行った理由、管理者の了解の有無

支部役員になると職場を離れ、専従となることが慣行として定着しており、そのため、管理者側に無許可専従を行うことの了解を求めたことはなく、また、管理者側からは是正の指示もなかったため、法律違反との認識はなかった。

b 無許可専従期間中の職員団体の用務について

無許可専従期間中の態様は、職員としての本来の職務を離れ、職員団体の事務室に出勤し職員団体の用務に従事していた。用務の主な内容としては、社会保険業務の業務処理方法に関する管理者側との協議、職員の健康管理を課題とした労働条件、職場環境に関する検討や協議を行っていた。

カ 無許可専従を行っていた 17 人（現職者 16 名、退職者 1 名）は、当時東京都庁職員労働組合社会保険支部の組合員であり、それらの者の主な役職は支部長、副支部長、書記長、書記次長、会計、執行委員であった。また、無許可専従を行っていた期間の平均年数は 4 年 9 ヶ月で、最も長期間の者は 7 年 3 ヶ月で 3 人であった。

（注）管理者及び行為者等からの回答において、職員団体を「組合」として回答があったものについては、原則として「職員団体」に統一して表記した（以下同じ。）。

② 大阪社会保険事務局

ア 大阪社会保険事務局に係る管理者調査において、所属する職員が無許可専従を行うことを認めた又は黙認したという「事実があるか」について確認した結果、調査対象者 479 人のうち 40 人の管理者から、12 人の職員について無許可専従を行うことを認めた又は黙認した事実が「ある」と回答があった。

なお、大阪社会保険事務局長及び総務部長（平成 12 年 3 月以前においては、大阪府社会保険管理課長）の職にあった者 14 人に対して同じ調査を行ったところ、いずれも無許可専従を認めた又は黙認した事

実は「ない」と回答があった。

イ 管理者調査で無許可専従を行っていたと報告された行為者 12 人に対し調査を行い、報告の内容について「事実と相違ないか」と確認した結果、12 人全員から「事実と相違ない」と回答があった。

ウ 行為者が無許可専従を行っていた当時の同僚等職員 37 人に対し第三者調査を行い、管理者調査及び行為者調査により判明した無許可専従の期間について「事実と相違ないか」と確認した結果、36 人から「事実と相違ない」と回答があり、1 人から「わからない」と回答があった。

エ 管理者に対して追加調査及び必要に応じて聴き取り調査を行い、無許可専従の態様等について管理者に確認した結果は、次のとおりであった。

a 社会保険事務局に所属していた行為者について

総務課長（平成 12 年 3 月以前においては、大阪府社会保険管理課主幹）の職にあった者 4 人に確認した結果、「法律違反であるという認識はあった」が、「従来からの慣行で行われてきた」ものであり、「黙認せざるを得なかった」等の回答があった。

また、無許可専従期間中における行為者については、「主に職員団体の業務を行っていたが、職員としての本来の職務も行っていた」等の回答があった。

b 社会保険事務所に所属していた行為者について

事務所長、事務所次長（業務次長を除く）及び庶務課長の職にあった者 73 人に確認した結果、「法律違反であるという認識はあった」が、「従来からの慣行で行われてきた」ものであり、「黙認せざるを得なかった」等の回答があった。

また、無許可専従期間中における行為者の態様については、「主に職員団体の業務を行っていたが、職員としての本来の職務も行っていた」等の回答があった。

c 超過勤務手当について

行為者が職員団体の用務がないときは本来の業務を行っていたとしており、本来業務において超過勤務を行った時間数として、超過勤務手当を支給していた。

d 勤務評定について

社会保険事務所長等は、勤務評定記録書の評定において、無許可専

従の実態を知りながら、通常並の評価を付けることがあった。

オ 行為者 12 人に対する追加調査を行い、無許可専従の態様等について確認した結果、行為者の回答の概要は次のとおりであった。

a 無許可専従を行った理由、管理者の了解の有無

「職員団体の用務に従事するときはその都度、職場の上司や同僚等に連絡をしていたので、職場の理解を得ていると考えていた。」等の回答があった。

また、「無許可での専従行為は違法との認識はあったが、職員団体の用務がない時は職場で本来の業務を行っていた。」との回答であった。

b 無許可専従期間中の組合用務について

業務処理方式に関する管理者側との事務折衝やそれに必要な資料作成などの職員団体の用務を行っていた。

なお、職員団体の用務に充てる時間の割合は、勤務時間の大部分に当たるとする者もあれば、半分を超える程度とする者もあった。

カ 無許可専従を行っていた 12 人のうち、10 人（現職者 9 人、退職者 1 人）は、当時大阪社会保険職員労働組合の組合員であり、それらの者の主な役職は委員長、副委員長、書記長、書記次長、会計、執行委員であった。

また、他の 2 人（現職者）は、当時全厚生職員労働組合大阪支部の組合員であり、その役職はいずれも書記長であった。

無許可専従を行っていた期間の平均年数は、3 年 9 ヶ月で、最も長期間の者は 7 年であった。

### ③ 京都社会保険事務局

ア 京都社会保険事務局に係る管理者調査において、所属する職員が無許可専従を行うことを認めた又は黙認したという「事実があるか」について確認した結果、調査対象者 135 人のうち 9 人の管理者から、同一の 1 人の職員について無許可専従を行うことを認めた又は黙認した事実が「ある」と回答があった。

また、当該無許可専従を行っていたとされる者は社会保険事務所に勤務しており、平成 12 年 11 月 1 日から平成 17 年 1 月 31 日までの間、社会保険事務所内の自席で本来の業務を行わず、社会保険事務所内の別室に設置した机（以下「組合事務室」という。）で職員団体の用務を行っていた、と回答があった。

イ 管理者調査で無許可専従を行っていたと報告された職員（以下「当該者」という。）に対して調査を行い、報告された内容について「事実と相違ないか」と確認した結果、「無許可専従の事実はない」との回答があった。

ウ 当該者が無許可専従を行っていた当時の同僚等職員 8 人に対して調査を行い、管理者調査及び行為者調査により判明した無許可専従の期間について「事実と相違ないか」確認した結果、2 人が期間は一致しないが無許可専従があったとし、6 人から「わからない」と回答があった。

エ 京都社会保険事務局に設置した服務関係調査班（以下「京都調査班」という。）は、平成 20 年 1 月 28 日に、特別調査員（弁護士）立ち会いの下で、当該者が無許可専従を行っていたと報告された当時の事務所長、事務所次長（業務次長を除く）及び事務所庶務課長の 8 人に対し、聴き取り調査を行った。その結果、勤務時間中の「大半は組合事務室にいた」とした者は 6 人、その他の 2 人についても当該期間内に自席で業務を行っていたという明確な回答はなかった。

オ 京都調査班は、平成 20 年 1 月 29 日に、特別調査員立ち会いの下で、当該者が無許可専従を行っていたと報告された当時の直属の上司及び同僚の 8 人に対し、聴き取り調査を行った。その結果、勤務時間中の「大半は組合事務室にいた」とした者は 6 人おり、「組合事務室及び自席のどちらにもいた」とした者は 2 人いたが、主にどちらにいたかについては回答がなかった。

カ 京都調査班は、平成 20 年 1 月 30 日に、特別調査員立ち会いの下で、当該者に対し聴き取り調査を行った。その結果、当該者は自席で本来の仕事をしていた旨の回答をし、無許可専従については否定している。

キ 京都調査班は、平成 20 年 3 月 12 日に、特別調査員立ち会いの下で、当該者に対し 2 回目の聴き取り調査を行った。前回の管理者及び第三者への聴き取りの調査の証言、当該者の事務分掌（他の者に比べ極端に少ない）、出張（本来業務の出張が無い）及び超過勤務（実績が無い）の状況等を当該者に示し、管理者が認め又は黙認した下で無許可専従が行われてきたのではないかと改めて質したところ、改めて当該者はこれを否定した。

ク 無許可専従について当該者は否定しているが、管理者及び同僚等の証言、当該者の事務分掌（他の者に比べ極端に少ない）、出張（本来

業務の出張が無い)及び超過勤務(実績が無い)、当該期間における当該者の決裁書類の状況(押印した決裁文書が無い)等の傍証から無許可専従が行われていたものと認めることが適当である。

ケ この当該者は、当時全厚生職員労働組合京都支部の組合員であり、職員団体での役職は書記長であった。

コ 超過勤務手当及び勤務評定については、別途調査の結果以下のとおりであった。

a 当該者は、無許可専従を行っていたとされる期間において、超過勤務の実績はなく、超過勤務手当も支給されていない。

b 社会保険事務所長は、勤務評定記録書の評定において、当該者について無許可専従の実態を知りながら、高い評価を付けることがあった。

④ その他の社会保険事務局

東京、大阪、京都社会保険事務局以外のその他の事務局については、管理者調査の結果、無許可専従が存在していたとの回答がなかった。

⑤ 本庁担当課長等調査

当初調査において、無許可専従者の存在が明らかになったことから、社会保険庁本庁の職員団体を所掌する部署の課長等の職にあった者に対して、東京、大阪社会保険事務局等から無許可専従についての「報告や相談」があったか、または当該事実を何らかの形で知り得ていたかの調査を行ったところ、いずれも「報告や相談はなかった」、当該事実は「知らなかった」等の回答があった。

⑥ 調査結果の整理

ア 無許可専従者の状況

a 無許可専従者が存在していた期間において、東京事務局においては常時10～13人が、大阪事務局においては常時1～7人が存在した。

b 京都事務局においては、1人の存在があったと認めることが適当である。

(備考)

国家公務員法等の規定により許可又は承認を得て休職となり、在籍のまま職員団体活動を行う、いわゆる「在籍専従」は、全国で常時10人以上が存在したが、多い年度では18人が存在した(平成11年度以降の記録による)。

平成 11 年度以降、在籍専従者が存在した都道府県等  
北海道、青森、宮城、山形、福島、千葉、東京、神奈川、  
新潟、富山、岐阜、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、  
山口、佐賀、熊本、鹿児島、沖縄、本庁

イ 無許可専従者の活動内容等

無許可専従を行っていた者の主な活動内容は、新規業務の導入や事務処理方法の変更の際に行われる管理者側からの協議に対し、業務種別ごとに分担された職員団体の担当者が、職場においてそれを具体的に実施するにあたり、職員の勤務条件の維持・改善を図る観点から事務体制や事務処理上の問題点等进行分析・検討し、または組合員からの意見を集約し、管理者側に対して事務処理方法に関する提案、実施のための体制整備の要求等を行い、必要に応じて覚書・確認事項等を取り交わすなどにより、職員の勤務条件の維持・改善を図ることであったとしている。

また、管理者側においても、無許可専従を認め又は黙認してきた。

(2) 兼業

ア 滋賀社会保険事務局の管理者に対し管理者調査を行い、所属する職員が許可を受けずに兼業をしていた「事実があるか」について確認した結果、2人の管理者から1人の職員について許可を受けずに兼業をしている「事実がある」と回答があった。

イ 管理者調査で許可を受けずに兼業を行っていたと報告された職員に対し行為者調査を行い、報告の内容について「事実と相違ないか」と確認した結果、事実と「相違ない」と回答があった。

兼業の内容については、行為者は「昭和 55 年に父親から自宅、アパート及び土地を相続し、その後、マンションを建設し、経営していた」との回答であった。

なお、不動産の経営については、管理会社と契約しており職務の遂行に支障はないことを確認した。

(3) その他の服務違反

無許可専従及び兼業を除く服務違反について、管理者調査を行った結果、勤務時間内組合活動、争議行為、リボン・プレート着用行動、度重なる遅刻・欠勤について10人の行為者がいるとの報告があった。これについて追加調査を行ったが、度重なる遅刻・欠勤については、欠勤の取り扱いが適正にされており、それ以外の服務違反については、行為が行われた時期、勤務時間の内外が不明であり、企画・指導した者の特定もできず、処分に該当する事実は確認できなかった。

なお、政治的行為については、管理者からの報告はなかった。

(4) 週刊誌等で指摘のあった事項

① 北海道ブロック監察官調査

ア 一部週刊誌に、北海道の社会保険事務所で働いていたとする者の証言として、「職場にほとんど出勤せず、組合活動ばかりやっていた」、「選挙応援活動に組合員が公然とかり出されていた」と指摘された職員（以下「本人」という。）及び本人が職員団体の幹部であった当時の職場の管理者、同僚等（以下「同僚等職員」という。）12人に対して、北海道社会保険事務局に設置した服務関係調査班が、掲載された記事の内容の事実関係について聴き取り調査を行った結果、本人及び同僚等職員から、「記事に掲載されたような事実はなかった」等の回答があった。

イ このため、法令違反行為の事実は確認できなかった。

② 国費評九州地連関係調査

ア 一部週刊誌において、平成13年に開催された「国費評議会九州地区連絡評議会三役会議（議長、副議長及び事務局長）」（以下「会議」という。）の場で、「時間内組合活動、職場集会をやったり」等の議論がされたとする「国費評九州地連三役会議まとめ」と題する文書に係る記事があり、九州地方で時間内組合活動や職場集会等が行われていたのではないかと指摘があった。

このため、九州の各社会保険事務局に設置した服務関係調査班において、当時の地連役員であって、同会議に出席した者及びその当時の上司、同僚、部下等に対し、ヒアリング調査を行った結果は次のとおりであった。

- a 「会議」は、平成13年11月30日19:00過ぎから佐賀市内の飲食店及び出席者の自宅で地連役員4人が参加して懇親会のような形で行われたと回答があった。
- b 当該「まとめ」は、会議の出席者の1人が作成したものであり、他県の出席者との調整は行っておらず、作成者を除く3人はその存在及び内容を承知していなかった。会議の場での「時間内組合活動、職場集会をやったり」という発言及びその実態については、3人とも「なかった」と回答があった。
- c 作成者も、会議の場での発言及びその実態については「なかった」と回答があった。

d この様な内容のメモを作成した理由は、当時、増大する国民年金入力業務の効率化に係る検討において、社会保険事務所で派遣職員が入力業務を行うという案があり、これに否定的な意見を持つ作成者が「派遣職員は低賃金、無権利、2～3年で使捨てのような厳しい職場環境にあり、その派遣職員が事務所に入ると、事務室で電話がかかってきたときの職員の対応の態度、職員同士の事務処理手順の確認の会話、休憩時にお茶を飲むなど、様々なケースにおいて対応が悪い、無駄がある等の誤解を受け、昼休みの休憩時間や定時の着席が遅れたときなども、時間内の組合活動、職場集会を行っていると思われる」と考え、オルグで問題提起し、組合の取り組みの弱さを指摘するとともに、組合員の危機感を高め意思統一するため、オルグの説明者に誇張した内容で説明させる必要があると考えたため」と回答している。

イ 会議に出席した4人の、当時の上司、同僚及び部下等15人に対し、「当時、出席者本人が、時間内組合活動や職場集会を行っていた事実があるか」、また「無許可専従を行っていた事実があるか」について聴き取り調査を行ったが、その事実を明らかにする回答は得られず、違反行為の事実を確認することはできなかった。

### Ⅲ. 社会保険庁における無許可専従発生の背景及び今後の取り組みについて

#### 1. 地方事務官制度下での職員管理

昭和 22 年の地方自治法の制定に伴い、社会保険関係業務に従事する職員の身分は地方事務官（国家公務員）とされ、その人事権及び予算は国が持つが、業務の指揮命令は都道府県知事によるという変則的な存在となった。

このため、社会保険庁の組織的な対応として、都道府県の保険課、国民年金課への指導、監督・管理が不足し、他方、都道府県知事部局も、社会保険庁から派遣された保険課長及び国民年金課長に業務を任せる傾向がみられ、結果的に、両者とも管理が行き届かなかった状態が生じていた。

平成 12 年に地方事務官制度が廃止され、職員は全て社会保険庁の職員とされたが、その後においても不十分な管理状況が惰性的に継続して生じていた。

#### 2. 職員団体の活動

自治労国費評議会は、「地方事務官」から「地方公務員」への身分移管闘争の一環として、当時、地方公務員より低い地方事務官の賃金格差を改善する県費差獲得の運動を全国で行う中で、各県での職員団体の組織化及び自治労への加盟を進め、自治労組織下での職員団体の活動が活発化していった。

その後、昭和 50 年代前半のオンライン化反対闘争では、オンライン化は「首切り、職場破壊につながり、職業病など労働条件の低下を招く」、「身分移管に逆行した中央集権の強化をめざすもの」、などと強く反対し、数次の反対闘争を実施した。

また、自治労国費評議会は社会保険庁本庁出身の職員が地方組織の保険課長、国民年金課長等に赴任する際には、天下り人事反対闘争を展開し、県庁にピケを張っての着任阻止行動や、連日組合員を動員しての新任幹部との交渉等を行った。

このように、職員団体は、自分達の待遇改善を目指すことのみ偏りすぎたため、職員の間国民・利用者の立場に立った業務運営という使命感や視点が希薄になっていった。

### 3. 管理者側の対応

- (1) 社会保険業務は、昭和 40 年代後半から年金制度の成熟に伴い年金受給者数が急増し、年金の相談等の業務量は増加の一途を辿っており、社会保険庁は国民の期待に応えた行政サービスの向上を図るため、「社会保険業務の全国オンライン化計画」を策定し実施することとした。

これに対し、自治労国費評議会は、前述のような反対運動を行ったが、社会保険業務にとってオンライン化の実施は至上命題であったことから、この反対運動を終息させ、オンライン化をスタートさせる過程で、社会保険庁は職員団体との間で、「オンライン化に伴い地方の権限と機構の縮小は行わない」等を内容とする覚書を締結しており、このことは極めて問題であった。

また、天下り人事反対闘争等に対して本庁として職員団体に対し、きちんと対峙する対策が不十分であった。その結果、不適切な労働慣行について確認書が交わされるなど職場規律の確立に十分な取り組みが行われなかった。このようなことの積み重ねの中で、赴任した幹部職員は部下の意見に迎合的となり、事業運営の適正実施について、必ずしも十分なリーダーシップを発揮できなくなっていった。

- (2) 上記のような状況を受けて地方組織（社会保険事務局及び社会保険事務所）における職員団体への対応については、本庁出身の地方組織幹部に委ねられるところとなっており、更に、地元出身の幹部に職員団体の対応を任せる傾向が強く、緊張感のないなれ合い的な関係が形成され、そのことが「無許可専従者」の存在を容認する要因となったと考えられる。

また、無許可専従を行っている職員が在籍していた職場における、一般職員の認識としても、無許可専従者の存在を容認する傾向が存在していたと見られる。

### 4. 職員団体との関係の適正化と今後の取り組み

- (1) 現在までの取り組み

- ① 社会保険庁と自治労国費評議会との中央段階での覚書、確認事項等については、平成 17 年 1 月 27 日までにすべて破棄した。
- ② 本庁から地方組織へ業務上の通達をする際に、職員団体との間において事前協議を行う慣行が存在したが、平成 16 年 3 月に廃止した。
- ③ 平成 17 年度以降、本庁段階で労使交渉を行った場合には、その議事概

要を社会保険庁ホームページに掲載し、公表することとした。

- ④ 平成 16 年 11 月に策定した「緊急対応プログラム」及び平成 17 年 9 月に策定した「業務改革プログラム」に基づき 193 項目に渡る取り組みを進めるとともに、平成 16 年 11 月以降 3 次に渡る「社会保険庁は変わります」宣言や平成 16 年 12 月に策定した「社会保険庁職員行動規範」により徹底した業務改革と職員の意識改革に取り組んでいる。
- ⑤ 自治労国費評議会は、平成 16 年 8 月国費評議会総会において、社会保険庁改革への取り組みについて、「村瀬長官のもと最大限の努力」を行う旨の活動方針を採択した。
- ⑥ 全国社会保険職員労働組合は、平成 19 年 6 月「年金記録問題にかかる申し入れ」において、「現場から年金記録問題にかかる不安解消に向けた取り組みを精一杯取り組む決意」との姿勢を表明した。
- ⑦ 全厚生労働組合は、平成 19 年 6 月「年金記録の適正化等に関する申入書」において、「年金記録の適正化、国民の権利保障に全力を傾注することが何より重要と考えます」との姿勢を表明した。

## (2) 今後の取り組み

今後の労使関係については、過去の反省に立ち、国民本位のサービスを提供するという基本認識を共有し、良い意味での緊張関係の下、適切な労使関係の形成に努める。

このため、これまで進めてきた業務改革の推進について、これの充実を図ることはもとより、勤務管理については具体的に次のような対応を図ることとしている。

- ① 現行の業務監察に加え、服務規律に関する監察を実施するとともに、社会保険庁本庁に置かれている法令遵守委員会に外部委員（弁護士）を設置して長官に直接助言する体制の整備、内部通報制度を拡充して外部窓口（弁護士）の設置、eラーニングの仕組みを活用したコンプライアンス研修の実施など、コンプライアンス体制の強化を図る。

さらに、管理職の人事異動の際に、新任管理職員が前任管理職員が行ってきた服務規律管理の状況の点検を行い、社会保険庁本庁に報告する制度の導入について検討をする。

なお、県域を越えた広域の人事異動をさらに推進する。

- ② 社会保険庁においては、上記のとおり、従来の通報窓口に加え、外部の弁護士を活用した通報窓口も設置したことから、今後、今回の調査結果を社会保険庁 L A N 等で職員に周知した上で、外部の弁護士を活用した通報窓口で広く情報を求め、既に判明している者以外の無許可専従が明らかになった場合は、個別に調査を実施することとする。

- ③ また、平成 22 年 1 月に設立する日本年金機構においては、職員の身分の承継が行われないことと同様に、職員団体も労働組合の承継規定が設けられておらず、新たな労使関係を構築することとなるが、民間法人として新たに労働基準法等の関係法令に則った適切な労使関係を形成する。

#### IV. 処分等

##### 1. 国家公務員法に基づく懲戒処分等

今回明らかになった無許可専従に係る行為者及び管理者等、服務違反に関与した者については、速やかに国家公務員法に基づく懲戒処分等を行う。

なお、処分を受けた者が全国健康保険協会の採用候補者となっている場合には、その行為の内容、勤務成績等を含め設立委員会へ報告することとしている。

##### 2. 給与の返還

無許可専従に関し、会計法に基づき給与の返還請求を行うとともに、時効消滅分については自主返納を求める（職員としての本来業務を行っていたことが確認された職員には、その部分を除いて算定する。）。

## サービス違反調査の結果

### 1. 無許可専従

	管理者調査 (全調査対象者数) 6,722人 (全回答者数) 6,462人	行為者 調査	調査結果		
			行為者	管理者等	無許可専従 期間中の 給与等の 支給総額 (注1) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">金額について 精査中</div>
	サービス違反の疑いがあると報告した管理者の人数 ※ ( ) 書きの上段は調査対象者数 下段は回答者数	サービス違反の疑いがあると報告された者の人数	無許可専従を行っていた者の人数	行為者の管理者として調査を行った者の人数	
東京	43人 (481人 442人)	17人	17人 (うち退職者 1人)	98人	約5.6億円
京都	9人 (135人 132人)	1人	1人	16人	約0.3億円 (注2)
大阪	40人 (479人 479人)	12人	12人 (うち退職者 1人)	66人	約3.2億円 (注2)
計	92人 (1,095人 1,053人)	30人	30人 (うち退職者 2人)	180人	約9.0億円

(注1) 給与等の支給総額には、消滅時効以前の支給額も含む。

(注2) 職員としての本来業務を行っていた部分を除いて返還金額を算定することとしている。

## 2. 兼業

項目	管理者調査	行為者調査	行為者	調査結果
	サービス違反の疑いがあると報告した管理者の人数	サービス違反の疑いがあると報告された者の人数	兼業を行っていた者の人数	
滋賀社会保険事務局	2人	1人	1人	<p>管理者（本人からの申し出を含む）から、兼業を行った者がいるとの報告があり、調査の結果、行為者は昭和55年に父親から自宅、アパート及び土地を相続し、その後、マンションを建設し、経営していたことが明らかになった。</p> <p>不動産の経営については、管理会社と契約しており職務の遂行に支障はないことを確認した。</p> <p>以上から、兼業の事実を確認し、処分に向けた手続きを開始する。</p> <p>なお、兼業承認については、行為者から申請書を提出させ、平成20年3月31日、承認済である。</p>

## 3. その他のサービス違反調査の結果

(1) 管理者調査で報告のあった次の調査項目について調査したところ、処分に該当する事実は確認できなかった。

項目	管理者調査	行為者調査	調査結果
	サービス違反の疑いがあると報告した管理者の人数	サービス違反の疑いがあると報告された者の人数	
勤務時間内組合活動 事案1	5人	5人	<p>昭和40～50年代に、職員団体の定期大会に参加したという管理者本人からの申し出があり、休暇届の提出の有無、実施年月日、時間、内容、参加回数、組合での役職及び勤務時間内外について聴き取りをしたが、記憶が曖昧で、事実関係を確認できるような証言は得られなかった。なお、休暇簿等の書類については文書保存期限（休暇簿3年、出勤簿5年）を過ぎており、確認することができなかった。</p> <p>また、当時の上司に対する調査を行ったが、記憶が曖昧で事実関係を確認できるような証言は得られなかった。</p> <p>以上から、<u>処分に該当する事実は確認できなかった。</u></p>

項目	管理者 調査	行為者 調査	調査結果	
	サービス違反の 疑いがあると報告した 管理者の人数	サービス違反の 疑いがあると報告され た者の人数		
勤務時間内組合活動 事案 2	1 人	1 人	<p>管理者から、平成 14 年頃に休暇を出さずに早退し（1 回）、組合役員の送別会に参加した者がいたとの報告があった。</p> <p>調査の結果、行為者は早退を否定し、また、第三者からも行為を確認する証言は得られず、証拠も存在しなかった。なお、送別会は勤務時間外に行われていた。</p> <p>以上から、<u>処分に該当する事実は確認できなかった。</u></p>	
争議行為	25 人	—	<p>管理者から、争議行為はあったが、勤務時間内外、実施年月日、時間及び企画等を行った者などは不明との報告があった。また、当時の労務担当に対する調査を行ったが、記憶が曖昧で事実関係を確認できるような証言は得られなかった。</p> <p>以上から、<u>処分に該当する事実は確認できなかった。</u></p>	
着用行動 リボン・プレート	34 人	—	<p>管理者から、リボン・プレート着用行動はあったが、勤務時間内外、実施年月日及び企画等を行った者などは不明の報告があった。また、当時の労務担当に対する調査を行ったが、記憶が曖昧で事実関係を確認できるような証言は得られなかった。</p> <p>以上から、<u>処分に該当する事実は確認できなかった。</u></p>	
遅刻・欠勤	事案 1	2 人	1 人	<p>管理者から、欠勤した者がいた（平成 15 年頃）との報告があったが、調査の結果、病気による欠勤で、その後病気休暇を取得しており、給与減額等の欠勤処理は適切に行われていた。</p> <p>以上のように、<u>当該事案は処分に該当する事案ではなかった。</u></p>
	事案 2	3 人	1 人	<p>管理者から、欠勤した者がいた（平成 9～11 年頃）との報告があったが、調査の結果、病気による欠勤で、その後病気休暇、休職を取得しており、給与減額等の欠勤処理は適切に行われていた。</p> <p>以上のように、<u>当該事案は処分に該当する事案ではなかった。</u></p>
	事案 3	1 人	1 人	<p>管理者から度重なる遅刻をした者がいた（平成 13～15 年頃）との報告があり、行為者及び第三者への確認をしたが、管理者が遅刻の時期を明確に記憶しておらず、また、明確な証言及び証拠も得られなかった。</p> <p>以上から、<u>処分に該当する事実は確認できなかった。</u></p>
	事案 4	1 人	1 人	<p>管理者から遅刻をした者がいた（平成 19 年）との報告があったが、調査の結果、報告された 2 回の遅刻のうち、1 回（30 分）は連絡済であり、1 回（10 分）の遅刻のみであることから、<u>調査対象とした「再三の注意にもかかわらず遅刻を繰り返した」には該当しない。</u></p>
政治的 行為	報告なし	—	—	